

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年9月8日
【計算期間】	第2期中（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
【ファンド名】	T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルブル8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルベア8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルブル8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルベア8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルブル8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルベア8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルブル8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルベア8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（マネーボールファンド8）
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルブル8）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	182	95.06
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	9	4.93
合計（純資産総額）	-	191	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2022年6月末日	185	-	7,472	-
2022年7月末日	251	-	8,384	-
2022年8月末日	256	-	9,026	-
2022年9月末日	242	-	8,035	-
2022年10月末日	268	-	8,819	-
2022年11月末日	243	-	9,453	-
第1期 計算期間 （2022年12月12日現在）	238	238	9,299	9,299
2022年12月末日	176	-	8,937	-
2023年1月末日	168	-	8,315	-
2023年2月末日	157	-	7,970	-
2023年3月末日	164	-	7,587	-
2023年4月末日	176	-	8,192	-
2023年5月末日	193	-	8,678	-
2023年6月末日	191	-	8,861	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2022年12月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	7.01
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	4.71

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2023年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルベア8）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	101	93.78
親投資信託受益証券	日本	0	0.02
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	7	6.20
合計（純資産総額）	-	108	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2022年6月末日	49	-	11,615	-
2022年7月末日	42	-	10,173	-
2022年8月末日	41	-	9,285	-
2022年9月末日	46	-	10,292	-
2022年10月末日	136	-	9,326	-
2022年11月末日	125	-	8,590	-
第1期 計算期間 （2022年12月12日現在）	127	127	8,715	8,715
2022年12月末日	113	-	9,017	-
2023年1月末日	121	-	9,598	-
2023年2月末日	124	-	9,887	-
2023年3月末日	130	-	10,291	-
2023年4月末日	120	-	9,460	-
2023年5月末日	111	-	8,793	-
2023年6月末日	108	-	8,526	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2022年12月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	12.85
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	2.17

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2023年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルブル8）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	283	94.86
親投資信託受益証券	日本	0	0.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	16	5.13
合計（純資産総額）	-	299	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2022年6月末日	397	-	7,233	-
2022年7月末日	332	-	6,118	-
2022年8月末日	319	-	5,656	-
2022年9月末日	256	-	4,200	-
2022年10月末日	189	-	3,014	-
2022年11月末日	272	-	4,380	-
第1期 計算期間 （2022年12月12日現在）	321	321	5,154	5,154
2022年12月末日	293	-	4,927	-
2023年1月末日	429	-	5,979	-
2023年2月末日	346	-	4,700	-
2023年3月末日	365	-	4,979	-
2023年4月末日	339	-	4,609	-
2023年5月末日	289	-	4,028	-
2023年6月末日	299	-	4,135	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2022年12月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	48.46
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	19.77

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2023年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルベア8）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	22	93.70
親投資信託受益証券	日本	0	0.09
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	1	6.21
合計（純資産総額）	-	23	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2022年6月末日	56	-	9,697	-
2022年7月末日	64	-	10,890	-
2022年8月末日	68	-	11,499	-
2022年9月末日	88	-	14,744	-
2022年10月末日	54	-	19,123	-
2022年11月末日	33	-	11,940	-
第1期 計算期間 （2022年12月12日現在）	25	25	9,825	9,825
2022年12月末日	27	-	10,236	-
2023年1月末日	20	-	8,121	-
2023年2月末日	29	-	10,041	-
2023年3月末日	22	-	9,323	-
2023年4月末日	23	-	9,948	-
2023年5月末日	28	-	11,125	-
2023年6月末日	23	-	10,291	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2022年12月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	1.75
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	4.74

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2023年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルブル8）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,082	95.23
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	54	4.77
合計（純資産総額）	-	1,136	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2022年6月末日	2,182	-	6,919	-
2022年7月末日	2,155	-	7,854	-
2022年8月末日	1,892	-	7,838	-
2022年9月末日	2,111	-	6,963	-
2022年10月末日	2,843	-	7,683	-
2022年11月末日	1,955	-	6,797	-
第1期 計算期間 （2022年12月12日現在）	1,901	1,901	6,655	6,655
2022年12月末日	1,611	-	5,668	-
2023年1月末日	1,775	-	6,384	-
2023年2月末日	1,815	-	7,059	-
2023年3月末日	1,861	-	7,666	-
2023年4月末日	1,394	-	8,011	-
2023年5月末日	1,129	-	10,123	-
2023年6月末日	1,136	-	11,598	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2022年12月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	33.45
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	74.27

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2023年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルベア8）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,276	94.99
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	67	5.01
合計（純資産総額）	-	1,343	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2022年6月末日	572	-	10,705	-
2022年7月末日	700	-	9,189	-
2022年8月末日	1,147	-	9,043	-
2022年9月末日	629	-	9,922	-
2022年10月末日	517	-	8,679	-
2022年11月末日	606	-	9,636	-
第1期 計算期間 （2022年12月12日現在）	611	611	9,801	9,801
2022年12月末日	752	-	11,260	-
2023年1月末日	586	-	9,769	-
2023年2月末日	659	-	8,675	-
2023年3月末日	721	-	7,801	-
2023年4月末日	685	-	7,356	-
2023年5月末日	864	-	5,569	-
2023年6月末日	1,343	-	4,780	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2022年12月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	1.99
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	51.23

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2023年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルブル8）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	518	94.85
親投資信託受益証券	日本	0	0.00
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	28	5.15
合計（純資産総額）	-	546	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2022年6月末日	662	-	10,074	-
2022年7月末日	529	-	9,277	-
2022年8月末日	518	-	9,016	-
2022年9月末日	465	-	8,062	-
2022年10月末日	470	-	8,049	-
2022年11月末日	512	-	8,766	-
第1期 計算期間 （2022年12月12日現在）	521	521	9,099	9,099
2022年12月末日	522	-	9,109	-
2023年1月末日	588	-	10,190	-
2023年2月末日	512	-	8,943	-
2023年3月末日	592	-	10,393	-
2023年4月末日	587	-	10,632	-
2023年5月末日	571	-	9,819	-
2023年6月末日	546	-	9,350	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2022年12月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	9.01
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	2.76

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2023年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルベア8）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	14	94.12
親投資信託受益証券	日本	0	0.13
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	1	5.75
合計（純資産総額）	-	15	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2022年6月末日	14	-	9,323	-
2022年7月末日	15	-	9,969	-
2022年8月末日	16	-	10,153	-
2022年9月末日	11	-	11,206	-
2022年10月末日	11	-	11,074	-
2022年11月末日	10	-	10,034	-
第1期 計算期間 （2022年12月12日現在）	9	9	9,656	9,656
2022年12月末日	9	-	9,607	-
2023年1月末日	20	-	8,504	-
2023年2月末日	23	-	9,549	-
2023年3月末日	14	-	8,161	-
2023年4月末日	21	-	7,918	-
2023年5月末日	22	-	8,504	-
2023年6月末日	15	-	8,871	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2022年12月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	3.44
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	8.13

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2023年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（マネープールファンド8）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	286	72.19
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	111	27.81
合計（純資産総額）	-	397	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2022年6月末日	1,017	-	9,997	-
2022年7月末日	904	-	9,996	-
2022年8月末日	920	-	9,995	-
2022年9月末日	781	-	9,994	-
2022年10月末日	478	-	9,994	-
2022年11月末日	521	-	9,993	-
第1期 計算期間 （2022年12月12日現在）	514	514	9,993	9,993
2022年12月末日	476	-	9,993	-
2023年1月末日	415	-	9,992	-
2023年2月末日	480	-	9,992	-
2023年3月末日	333	-	9,991	-
2023年4月末日	374	-	9,991	-
2023年5月末日	524	-	9,989	-
2023年6月末日	397	-	9,989	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2022年12月12日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	0.07
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	0.04

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第2期計算期間中については2023年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）マネーアカウントマザーファンド

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	351	100.00
合計（純資産総額）	-	351	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2【設定及び解約の実績】

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルブル8）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	52,992	27,436
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	9,064	13,035

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルベア8）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	21,117	6,551
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	553	2,445

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルブル8）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	82,541	20,205
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	50,870	40,955

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルベア8）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	19,592	17,050
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	2,966	3,237

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルブル8）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	821,240	535,535
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	119,636	307,417

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルベア8）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	314,781	252,482
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	292,984	74,330

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルブル8）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	89,956	32,703
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	6,315	5,178

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルベア8）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	8,191	7,227
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	2,525	1,793

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（マネーボールファンド8）

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2021年12月10日 ～ 2022年12月12日）	479,011	427,571
第2期 計算期間中（2022年12月13日 ～ 2023年6月30日）	93,109	104,855

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第2期中間計算期間(2022年12月13日から2023年6月12日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルブル8）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,811,988	23,880,713
投資信託受益証券	225,963,311	168,734,242
親投資信託受益証券	19,988	19,982
未収入金	-	431,983
流動資産合計	238,795,287	193,066,920
資産合計	238,795,287	193,066,920
負債の部		
流動負債		
未払解約金	28,127	14,862,845
未払受託者報酬	52,239	38,103
未払委託者報酬	1,044,705	762,023
未払利息	25	50
その他未払費用	19,635	14,232
流動負債合計	1,144,731	15,677,253
負債合計	1,144,731	15,677,253
純資産の部		
元本等		
元本	255,560,000	206,850,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	17,909,444	29,460,333
（分配準備積立金）	12,794,780	7,242,274
元本等合計	237,650,556	177,389,667
純資産合計	237,650,556	177,389,667
負債純資産合計	238,795,287	193,066,920

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2021年12月10日 至 2022年6月9日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
営業収益		
受取利息	170	25
有価証券売買等損益	27,171,943	11,775,123
営業収益合計	27,171,773	11,775,098
営業費用		
支払利息	2,653	3,231
受託者報酬	26,819	38,103
委託者報酬	536,333	762,023
その他費用	10,669	14,232
営業費用合計	576,474	817,589
営業利益	27,748,247	12,592,687
経常利益	27,748,247	12,592,687
中間純利益	27,748,247	12,592,687
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	6,223,347	3,145,286
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	17,909,444
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,757,230	10,177,315
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,757,230	10,177,315
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,277,280	12,280,803
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,277,280	12,280,803
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	44,044,950	29,460,333

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2022年12月13日から2023年6月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 25,556口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 20,685口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 17,909,444円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 29,460,333円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,299円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 8,576円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
期首元本額		- 円	255,560,000 円
期中追加設定元本額		529,920,000 円	78,070,000 円
期中一部解約元本額		274,360,000 円	126,780,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルベア8）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,967,620	7,254,488
投資信託受益証券	119,303,330	105,620,436
親投資信託受益証券	19,988	19,982
流動資産合計	127,290,938	112,894,906
資産合計	127,290,938	112,894,906
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,280	17,626
未払受託者報酬	15,208	26,282
未払委託者報酬	303,914	525,656
未払利息	15	15
その他未払費用	5,670	9,795
流動負債合計	342,087	579,374
負債合計	342,087	579,374
純資産の部		
元本等		
元本	145,660,000	126,750,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	18,711,149	14,434,468
元本等合計	126,948,851	112,315,532
純資産合計	126,948,851	112,315,532
負債純資産合計	127,290,938	112,894,906

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2021年12月10日 至 2022年6月9日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
営業収益		
受取利息	24	20
有価証券売買等損益	288,527	2,407,377
営業収益合計	288,551	2,407,397
営業費用		
支払利息	194	2,226
受託者報酬	1,322	26,282
委託者報酬	26,278	525,656
その他費用	474	9,795
営業費用合計	28,268	563,959
営業利益	260,283	1,843,438
経常利益	260,283	1,843,438
中間純利益	260,283	1,843,438
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	252,327	419,157
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	18,711,149
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,438,369	3,132,500
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,132,500
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,438,369	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	457,197	280,100
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	457,197	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	280,100
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,989,128	14,434,468

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2022年12月13日から2023年6月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 14,566口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 12,675口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 18,711,149円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 14,434,468円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 8,715円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 8,861円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
期首元本額		- 円	145,660,000 円
期中追加設定元本額		211,170,000 円	5,510,000 円
期中一部解約元本額		65,510,000 円	24,420,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルブル8）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,618,447	16,807,610
投資信託受益証券	305,526,963	300,886,082
親投資信託受益証券	19,988	19,982
流動資産合計	324,165,398	317,713,674
資産合計	324,165,398	317,713,674
負債の部		
流動負債		
未払金	803,673	534,513
未払解約金	651,082	29,836
未払受託者報酬	67,223	78,716
未払委託者報酬	1,344,413	1,574,170
未払利息	36	35
その他未払費用	25,374	29,455
流動負債合計	2,891,801	2,246,725
負債合計	2,891,801	2,246,725
純資産の部		
元本等		
元本	623,360,000	722,010,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	302,086,403	406,543,051
元本等合計	321,273,597	315,466,949
純資産合計	321,273,597	315,466,949
負債純資産合計	324,165,398	317,713,674

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2021年12月10日 至 2022年6月9日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
営業収益		
受取利息	123	80
有価証券売買等損益	99,990,523	75,242,603
営業収益合計	99,990,400	75,242,523
営業費用		
支払利息	5,232	6,559
受託者報酬	55,142	78,716
委託者報酬	1,102,819	1,574,170
その他費用	21,995	29,455
営業費用合計	1,185,188	1,688,900
営業利益	101,175,588	76,931,423
経常利益	101,175,588	76,931,423
中間純利益	101,175,588	76,931,423
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	8,189,879	8,449,128
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	302,086,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,483,749	190,539,361
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,483,749	190,539,361
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,916,453	226,513,714
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,916,453	226,513,714
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	149,418,413	406,543,051

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2022年12月13日から2023年6月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 62,336口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 72,201口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 302,086,403円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 406,543,051円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 5,154円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4,369円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2021年12月10日 至 2022年12月12日)	第2期中間計算期間 (自 2022年12月13日 至 2023年6月12日)
期首元本額		- 円	623,360,000 円
期中追加設定元本額		825,410,000 円	497,460,000 円
期中一部解約元本額		202,050,000 円	398,810,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルベア8）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,030,061	2,681,913
投資信託受益証券	23,550,108	20,922,998
親投資信託受益証券	19,988	19,982
未収入金	191,052	-
流動資産合計	25,791,209	23,624,893
資産合計	25,791,209	23,624,893
負債の部		
流動負債		
未払解約金	527,748	1,101,492
未払受託者報酬	13,522	5,465
未払委託者報酬	270,258	109,281
未払利息	3	5
その他未払費用	5,041	1,992
流動負債合計	816,572	1,218,235
負債合計	816,572	1,218,235
純資産の部		
元本等		
元本	25,420,000	22,260,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	445,363	146,658
元本等合計	24,974,637	22,406,658
純資産合計	24,974,637	22,406,658
負債純資産合計	25,791,209	23,624,893

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2021年12月10日 至 2022年6月9日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
営業収益		
受取利息	187	4
有価証券売買等損益	3,170,205	804,630
営業収益合計	3,170,018	804,626
営業費用		
支払利息	1,018	594
受託者報酬	6,455	5,465
委託者報酬	129,053	109,281
その他費用	2,529	1,992
営業費用合計	139,055	117,332
営業利益	3,309,073	921,958
経常利益	3,309,073	921,958
中間純利益	3,309,073	921,958
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	6,353,836	952,718
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	445,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,580,552	561,261
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	446,632
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,580,552	114,629
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,912,308	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,912,308	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,335	146,658

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2022年12月13日から2023年6月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 2,542口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,226口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 445,363円	-
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,825円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 10,066円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
期首元本額		- 円	25,420,000 円
期中追加設定元本額		195,920,000 円	28,710,000 円
期中一部解約元本額		170,500,000 円	31,870,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルブル8）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	111,215,927	97,073,088
投資信託受益証券	1,803,310,275	974,898,239
親投資信託受益証券	19,988	19,982
未収入金	1,985,433	6,933,430
流動資産合計	1,916,531,623	1,078,924,739
資産合計	1,916,531,623	1,078,924,739
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,496,885	46,162,276
未払受託者報酬	492,070	354,287
未払委託者報酬	11,071,478	7,971,417
未払利息	218	205
その他未払費用	185,828	132,799
流動負債合計	15,246,479	54,620,984
負債合計	15,246,479	54,620,984
純資産の部		
元本等		
元本	2,857,050,000	993,710,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	955,764,856	30,593,755
元本等合計	1,901,285,144	1,024,303,755
純資産合計	1,901,285,144	1,024,303,755
負債純資産合計	1,916,531,623	1,078,924,739

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2021年12月10日 至 2022年6月9日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
営業収益		
受取利息	1,283	567
有価証券売買等損益	963,368	624,816,319
営業収益合計	964,651	624,816,886
営業費用		
支払利息	32,109	35,096
受託者報酬	352,945	354,287
委託者報酬	7,941,152	7,971,417
その他費用	141,124	132,799
営業費用合計	8,467,330	8,493,599
営業利益	7,502,679	616,323,287
経常利益	7,502,679	616,323,287
中間純利益	7,502,679	616,323,287
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	607,013	303,638,269
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	955,764,856
剰余金増加額又は欠損金減少額	321,626,575	955,535,887
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	321,626,575	955,535,887
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,128,437,284	281,862,294
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,128,437,284	281,862,294
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	813,706,375	30,593,755

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2022年12月13日から2023年6月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 285,705口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 99,371口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 955,764,856円	-
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 6,655円	2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 10,308円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
期首元本額		- 円	2,857,050,000 円
期中追加設定元本額		8,212,400,000 円	1,113,950,000 円
期中一部解約元本額		5,355,350,000 円	2,977,290,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルベア8）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （2022年12月12日現在）	第2期中間計算期間 （2023年6月12日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,250,627	52,702,236
投資信託受益証券	580,618,279	868,026,957
親投資信託受益証券	19,988	19,982
未収入金	1,248,439	-
流動資産合計	618,137,333	920,749,175
資産合計	618,137,333	920,749,175
負債の部		
流動負債		
未払金	-	106,627
未払解約金	3,960,780	1,963,104
未払受託者報酬	149,213	156,311
未払委託者報酬	3,357,325	3,516,842
未払利息	71	111
その他未払費用	56,305	58,555
流動負債合計	7,523,694	5,801,550
負債合計	7,523,694	5,801,550
純資産の部		
元本等		
元本	622,990,000	1,677,110,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	12,376,361	762,162,375
（分配準備積立金）	28,162,818	11,916,034
元本等合計	610,613,639	914,947,625
純資産合計	610,613,639	914,947,625
負債純資産合計	618,137,333	920,749,175

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2021年12月10日 至 2022年6月9日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
営業収益		
受取利息	493	181
有価証券売買等損益	50,176,390	448,051,961
営業収益合計	50,175,897	448,051,780
営業費用		
支払利息	10,872	17,210
受託者報酬	85,808	156,311
委託者報酬	1,930,695	3,516,842
その他費用	34,267	58,555
営業費用合計	2,061,642	3,748,918
営業利益	52,237,539	451,800,698
経常利益	52,237,539	451,800,698
中間純利益	52,237,539	451,800,698
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	12,537,845	53,313,286
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	12,376,361
剰余金増加額又は欠損金減少額	149,282,138	38,287,023
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	38,287,023
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	149,282,138	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,223,228	389,585,625
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,223,228	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	389,585,625
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,716,474	762,162,375

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2022年12月13日から2023年6月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 62,299口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 167,711口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 12,376,361円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 762,162,375円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,801円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 5,456円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2021年12月10日 至 2022年12月12日)	第2期中間計算期間 (自 2022年12月13日 至 2023年6月12日)
期首元本額		- 円	622,990,000 円
期中追加設定元本額		3,147,810,000 円	1,756,620,000 円
期中一部解約元本額		2,524,820,000 円	702,500,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルブル8）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,631,181	34,234,606
投資信託受益証券	495,875,815	554,068,658
親投資信託受益証券	19,988	19,982
流動資産合計	523,526,984	588,323,246
資産合計	523,526,984	588,323,246
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,489,617
未払解約金	-	1,488,258
未払受託者報酬	120,193	124,380
未払委託者報酬	2,403,642	2,487,518
未払利息	54	72
その他未払費用	45,421	46,579
流動負債合計	2,569,310	5,636,424
負債合計	2,569,310	5,636,424
純資産の部		
元本等		
元本	572,530,000	582,840,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	51,572,326	153,178
元本等合計	520,957,674	582,686,822
純資産合計	520,957,674	582,686,822
負債純資産合計	523,526,984	588,323,246

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2021年12月10日 至 2022年6月9日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
営業収益		
受取利息	189	90
有価証券売買等損益	19,185,998	54,220,950
営業収益合計	19,185,809	54,221,040
営業費用		
支払利息	6,663	8,661
受託者報酬	73,711	124,380
委託者報酬	1,474,331	2,487,518
その他費用	29,423	46,579
営業費用合計	1,584,128	2,667,138
営業利益	20,769,937	51,553,902
経常利益	20,769,937	51,553,902
中間純利益	20,769,937	51,553,902
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	24,556,192	4,153,451
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	51,572,326
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,846,044	4,061,344
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,061,344
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	87,846,044	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,807,154	42,647
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,807,154	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	42,647
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	31,712,761	153,178

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2022年12月13日から2023年6月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 57,253口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 58,284口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 51,572,326円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 153,178円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,099円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,997円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2021年12月10日 至 2022年12月12日)	第2期中間計算期間 (自 2022年12月13日 至 2023年6月12日)
期首元本額		- 円	572,530,000 円
期中追加設定元本額		899,560,000 円	56,290,000 円
期中一部解約元本額		327,030,000 円	45,980,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルベア8）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	670,272	1,922,276
投資信託受益証券	8,681,600	18,926,961
親投資信託受益証券	19,988	19,982
流動資産合計	9,371,860	20,869,219
資産合計	9,371,860	20,869,219
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	635,436
未払受託者報酬	2,973	3,546
未払委託者報酬	59,275	70,898
未払利息	1	4
その他未払費用	1,057	1,273
流動負債合計	63,306	711,157
負債合計	63,306	711,157
純資産の部		
元本等		
元本	9,640,000	24,160,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	331,446	4,001,938
（分配準備積立金）	762,522	466,513
元本等合計	9,308,554	20,158,062
純資産合計	9,308,554	20,158,062
負債純資産合計	9,371,860	20,869,219

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2021年12月10日 至 2022年6月9日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
営業収益		
受取利息	11	2
有価証券売買等損益	1,000,840	456,018
営業収益合計	1,000,851	456,016
営業費用		
支払利息	547	303
受託者報酬	4,072	3,546
委託者報酬	81,618	70,898
その他費用	1,569	1,273
営業費用合計	87,806	76,020
営業利益	913,045	532,036
経常利益	913,045	532,036
中間純利益	913,045	532,036
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	75,456	74,593
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	331,446
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,322,842	1,240,485
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,322,842	1,240,485
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,120,349	4,304,348
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,120,349	4,304,348
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,809,006	4,001,938

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2022年12月13日から2023年6月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 964口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,416口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 331,446円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,001,938円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,656円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 8,344円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 (自 2021年12月10日 至 2022年12月12日)	第2期中間計算期間 (自 2022年12月13日 至 2023年6月12日)
期首元本額		- 円	9,640,000 円
期中追加設定元本額		81,910,000 円	25,230,000 円
期中一部解約元本額		72,270,000 円	10,710,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

【T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（マネープールファンド8）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2022年12月12日現在)	第2期中間計算期間 (2023年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	162,217,443	165,506,148
親投資信託受益証券	371,345,978	356,251,997
流動資産合計	533,563,421	521,758,145
資産合計	533,563,421	521,758,145
負債の部		
流動負債		
未払解約金	19,466,364	12,046,734
未払受託者報酬	463	230
未払委託者報酬	3,972	2,111
未払利息	318	351
その他未払費用	44,867	23,981
流動負債合計	19,515,984	12,073,407
負債合計	19,515,984	12,073,407
純資産の部		
元本等		
元本	514,400,000	510,230,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	352,563	545,262
元本等合計	514,047,437	509,684,738
純資産合計	514,047,437	509,684,738
負債純資産合計	533,563,421	521,758,145

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 2021年12月10日 至 2022年6月9日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
営業収益		
受取利息	1,366	384
有価証券売買等損益	95,494	93,981
営業収益合計	94,128	93,597
営業費用		
支払利息	37,171	41,382
受託者報酬	268	230
委託者報酬	2,221	2,111
その他費用	25,420	23,981
営業費用合計	65,080	67,704
営業利益	159,208	161,301
経常利益	159,208	161,301
中間純利益	159,208	161,301
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	81,835	82,990
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	352,563
剰余金増加額又は欠損金減少額	191,808	670,642
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	191,808	670,642
剰余金減少額又は欠損金増加額	303,596	785,030
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	303,596	785,030
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	189,161	545,262

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当中間計算期間は、2022年12月13日から2023年6月12日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 （2022年12月12日現在）	第2期中間計算期間 （2023年6月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 51,440口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 51,023口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 352,563円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 545,262円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,993円	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 9,989円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 （2022年12月12日現在）	第2期中間計算期間 （2023年6月12日現在）
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）	第2期中間計算期間 （自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）
期首元本額		- 円	514,400,000 円
期中追加設定元本額		4,790,110,000 円	880,190,000 円
期中一部解約元本額		4,275,710,000 円	884,360,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

（参考）マネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（2022年12月12日現在）	（2023年6月12日現在）
科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	400,875,579	412,281,639
流動資産合計	400,875,579	412,281,639
資産合計	400,875,579	412,281,639
負債の部		
流動負債		
未払利息	787	874
流動負債合計	787	874
負債合計	787	874
純資産の部		
元本等		
元本	401,188,684	412,723,435
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	313,892	442,670
元本等合計	400,874,792	412,280,765
純資産合計	400,874,792	412,280,765
負債純資産合計	400,875,579	412,281,639

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

（2022年12月12日現在）	（2023年6月12日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 401,188,684口	1 計算期間の末日における受益権の総数 412,723,435口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 313,892円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 442,670円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9992円 (1万口当たり純資産額 9,992円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9989円 (1万口当たり純資産額 9,989円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（2022年12月12日現在）	（2023年6月12日現在）
期首元本額		697,403,215 円	401,188,684 円
期中追加設定元本額		2,187,218,151 円	381,870,067 円
期中一部解約元本額		2,483,432,682 円	370,335,316 円
期末元本額		401,188,684 円	412,723,435 円
元本の内訳*			
デジタルヘルス株式ファンド		14,906,068 円	14,906,068 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (インド・ダブルブル8)		20,005 円	20,005 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (インド・ダブルベア8)		20,005 円	20,005 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (中国・ダブルブル8)		20,005 円	20,005 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (中国・ダブルベア8)		20,005 円	20,005 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (ナスダック100・ダブルブル8)		20,005 円	20,005 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (ナスダック100・ダブルベア8)		20,005 円	20,005 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (金・ダブルブル8)		20,005 円	20,005 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (金・ダブルベア8)		20,005 円	20,005 円
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (マネープールファンド8)		371,643,293 円	356,644,306 円
Jプレミアム・インカムファンド (年1回決算型)		9,766,261 円	27,771,792 円
Jプレミアム・インカムファンド (年4回決算型)		4,713,022 円	13,241,229 円
合計		401,188,684 円	412,723,435 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自 2021年12月10日 至 2022年12月12日）

該当事項はありません。

（自 2022年12月13日 至 2023年6月12日）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2023年6月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年6月末日現在、259本であり、その純資産総額の合計は1,100,668百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	118本	603,186百万円
単位型株式投資信託	87本	307,046百万円
単位型公社債投資信託	54本	190,436百万円
合計	259本	1,100,668百万円

（３）【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第42期 （2022年3月31日現在）		第43期 （2023年3月31日現在）	
区分	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
１．現金・預金			6,978,199		5,087,551
２．前払費用			54,274		75,321
３．未収入金			8,625		76,043
４．未収委託者報酬			716,365		691,691
５．未収運用受託報酬			354,202		354,878
６．その他			24,792		24,468
流動資産計			8,136,459		6,309,954
固定資産					
１．有形固定資産			74,400		65,997
（１）建物	1	66,050		61,571	
（２）器具備品	1	8,230		4,335	
（３）その他	1	119		89	
２．無形固定資産			71,539		66,210
（１）電話加入権		2,862		2,862	
（２）ソフトウェア		59,406		59,829	
（３）ソフトウェア仮勘定		9,269		3,518	
３．投資その他の資産			939,668		471,050
（１）投資有価証券		604,303		161,600	
（２）長期差入保証金		95,968		90,675	
（３）繰延税金資産		218,220		205,341	
（４）長期前払費用		21,176		13,432	
固定資産計			1,085,609		603,258
資産合計			9,222,068		6,913,213

		第42期 (2022年 3 月31日現在)		第43期 (2023年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1 . 預り金			218		526
2 . 未払金			278,345		271,941
(1) 未払収益分配金		2,286		2,477	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		228,262		219,122	
(4) その他未払金		47,794		50,339	
3 . 未払費用			519,451		399,233
4 . 未払法人税等			12,080		10,104
5 . 未払消費税等			16,108		34,659
6 . 賞与引当金			187,243		198,672
7 . 役員賞与引当金			8,700		6,500
流動負債計			1,022,147		921,637
固定負債					
1 . 退職給付引当金			467,064		459,728
2 . 役員退職慰労引当金			20,098		23,380
固定負債計			487,162		483,109
負債合計			1,509,309		1,404,746
(純資産の部)					
株主資本					
1 . 資本金			1,100,000		1,100,000
2 . 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			6,380,670		4,128,773
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		3,067,880		815,983	
株主資本計			7,758,338		5,506,441
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価 差額金			45,578		2,025
評価・換算差額等計			45,578		2,025
純資産合計			7,712,759		5,508,466
負債・純資産合計			9,222,068		6,913,213

（２）【損益計算書】

		第42期 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)		第43期 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
１．委託者報酬			4,558,494		3,589,974
２．運用受託報酬			1,399,429		1,352,459
３．投資助言報酬			10,000		10,000
４．その他営業収益			18,298		26,574
営業収益計			5,986,222		4,979,008
営業費用					
１．支払手数料			1,627,048		1,214,944
２．広告宣伝費			277		380
３．調査費			1,954,047		1,531,036
（１）調査費		116,921		81,751	
（２）委託調査費		1,426,947		1,022,173	
（３）情報機器関連費		409,466		426,284	
（４）図書費		711		827	
４．委託計算費			203,993		194,939
５．営業雑経費			100,494		94,488
（１）通信費		8,831		8,024	
（２）印刷費		81,080		76,071	
（３）協会費		5,861		5,634	
（４）諸会費		4,721		4,758	
営業費用計			3,885,861		3,035,789
一般管理費					
１．給料			1,178,821		1,187,234
（１）役員報酬		60,206		49,917	
（２）給料・手当		1,053,344		1,067,224	
（３）賞与		65,270		70,092	
２．法定福利費			193,545		194,915
３．退職金			3,106		3,999
４．福利厚生費			4,677		4,828
５．交際費			521		529
６．寄付金			86		79
７．旅費交通費			842		4,732
８．事務委託費			91,137		110,489
９．租税公課			112,592		78,199
１０．不動産賃借料			156,478		156,478
１１．退職給付費用			52,920		54,858
１２．役員退職慰労金			2,880		-
１３．役員退職慰労引当金繰入			4,201		3,282
１４．賞与引当金繰入			187,243		198,672
１５．役員賞与引当金繰入			8,700		6,500
１６．固定資産減価償却費			33,353		29,715
１７．諸経費			41,846		47,236
一般管理費計			2,072,955		2,081,750
営業利益又は営業損失()			27,404		138,531
営業外収益					
１．受取配当金			983		953

2. 受取利息			48		34
3. 為替差益			-		3,804
4. 助成金収入			581		500
5. 時効後支払損引当金戻入			37,988		-
6. 受取補償金			-		12,514
7. 雑収入			1,408		2,537
営業外収益計			41,010		20,343
営業外費用					
1. 為替差損			12,166		-
2. 支払補償金			-		12,514
3. 損失補填金			-		1,870
4. 雑損失			0		676
営業外費用計			12,166		15,061
経常利益又は経常損失()			56,248		133,248
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			319		337
特別利益計			319		337
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		-		50
2. 関係会社株式清算損	2		1,110		-
3. 投資有価証券評価損			-		15,870
4. 投資有価証券売却損			734		184,477
特別損失計			1,844		200,397
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()			54,722		333,309
法人税、住民税及び事業税			2,388		73,742
法人税等調整額			14,889		8,130
当期純利益又は 当期純損失()			37,444		251,436

（３）【株主資本等変動計算書】

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893
当期変動額								
剰余金の配当						-	-	-
当期純利益又は 当期純損失()						37,444	37,444	37,444
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	37,444	37,444	37,444
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	29,580	29,580	7,691,313
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純利益又は当期純損失 （ ）			37,444
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	15,998	15,998	15,998
当期変動額合計	15,998	15,998	21,445
当期末残高	45,578	45,578	7,712,759

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						2,000,460	2,000,460	2,000,460
当期純利益又は 当期純損失()						251,436	251,436	251,436
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,251,896	2,251,896	2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	45,578	45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			2,000,460
当期純利益又は当期純損失 （ ）			251,436
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第42期 (2022年3月31日現在)	第43期 (2023年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 70,532千円 器具備品 175,827千円 その他 777千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,010千円 器具備品 175,839千円 その他 807千円

（損益計算書関係）

第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 - 千円 ソフトウェア - 千円 2 関係会社株式清算損は、子会社である、T&D Asset Management Cayman Inc.の清算によるものです。	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア 50千円 2 -

（株主資本等変動計算書関係）

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1) 配当金の総額 2,000,460千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 1,848.00円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月13日

第43期（自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

2022年 6 月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1）配当金の総額 2,000,460千円
- 2）配当の原資 利益剰余金
- 3）1株当たり配当額 1,848.00円
- 4）基準日 2022年 3 月31日
- 5）効力発生日 2022年 6 月13日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）投資有価証券 其他有価証券	574,103	574,103	-
資産計	574,103	574,103	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
（1）非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,978,199	-	-
未収委託者報酬	716,365	-	-
未収運用受託報酬	354,202	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	45,173	98,930
合計	8,048,767	45,173	98,930

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）投資有価証券 其他有価証券	131,400	131,400	-
資産計	131,400	131,400	-

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第５項に従い、３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
（１）非上場株式	30,200
合計	30,200

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,087,551	-	-
未収委託者報酬	691,691	-	-
未収運用受託報酬	354,878	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

第42期（2022年3月31日現在）

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の貸借対照表計上額は574,103千円です。

第43期（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）投資有価証券				
その他有価証券	-	131,400	-	131,400
資産計	-	131,400	-	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は12,497千円であり、売却益の合計額は319千円、売却損の合計額は734千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	39,911	34,197	5,713
	小計	39,911	34,197	5,713
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	534,191	605,600	71,408
	小計	534,191	605,600	71,408
合計		574,103	639,797	65,694

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	24,063	25,487	1,423
	小計	24,063	25,487	1,423
合計		131,400	128,481	2,919

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円（その他有価証券15,870千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

1．収益を分解した情報

（単位：千円）

	第42期 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	第43期 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)
1．委託者報酬	4,558,494	3,589,974
2．運用受託報酬	1,399,429	1,352,459
3．投資助言報酬	10,000	10,000
4．その他営業収益	18,298	26,574
合計	5,986,222	4,979,008

2．収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

第42期（自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	462,595千円
退職給付費用	39,993千円
退職給付の支払額	35,524千円
退職給付引当金の期末残高	467,064千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	467,064千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	467,064千円

退職給付引当金	467,064千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	467,064千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	41,812千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,108千円
--------------	----------

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>47,875千円</u>
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>459,728千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>459,728千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>459,728千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>459,728千円</u>

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	45,387千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,470千円
--------------	---------

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第42期 (2022年3月31日現在)	第43期 (2023年3月31日現在)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金（注2）	-	17,751
賞与引当金	57,333	60,833
未払社会保険料	9,416	9,919
未払事業税	2,628	2,392
退職給付引当金	149,169	147,927
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他有価証券評価差額金	20,115	-
その他	17,344	23,270
小計	271,069	277,157
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	12,451
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	52,848	58,469
評価性引当額小計（注1）	52,848	70,921
繰延税金資産計	218,220	206,235
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	-	893
繰延税金負債計	-	893
繰延税金資産の純額	218,220	205,341

（注1）評価性引当額の変動の主な内容は、繰越欠損金に係る評価性引当額の増加です。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	17,751	17,751
評価性引当額	-	-	12,451	12,451
繰延税金資産	-	-	5,300	5,300

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金17,751千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第42期（2022年3月31日現在）

第43期（2023年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う受領予定額(*)	76,032	未収入金	76,032

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	318,063	未収運用受託報酬	111,263

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	556,407	未収運用受託報酬	146,724

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	7,124.95円	1株当たり純資産額	5,088.65円
1株当たり当期純利益	34.59円	1株当たり当期純損失（ ）	232.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	37,444	当期純損失（ ）（千円）	251,436
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	37,444	普通株式に係る 当期純損失（ ）（千円）	251,436
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月22日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルブル8）の2022年12月13日から2023年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルブル8）の2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月13日から2023年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月22日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルベア8）の2022年12月13日から2023年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルベア8）の2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月13日から2023年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月22日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルブル8）の2022年12月13日から2023年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルブル8）の2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月13日から2023年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月22日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルベア8）の2022年12月13日から2023年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルベア8）の2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月13日から2023年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月22日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルブル8）の2022年12月13日から2023年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルブル8）の2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月13日から2023年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月22日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルベア8）の2022年12月13日から2023年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルベア8）の2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月13日から2023年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月22日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルブル8）の2022年12月13日から2023年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルブル8）の2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月13日から2023年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月22日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

福村 寛

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルベア8）の2022年12月13日から2023年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルベア8）の2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月13日から2023年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月22日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（マネープールファンド8）の2022年12月13日から2023年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（マネープールファンド8）の2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年12月13日から2023年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。